

春日部市市制施行20周年記念協賛事業募集要項

春日部市は、令和7年10月1日に市制施行20周年を迎えます。これを記念し「春日部市市制施行20周年記念協賛事業」を募集します。

1. 対象事業

令和7年度において、市制施行20周年を記念して行われる、企業や各種団体等が主催する事業で、かつ、多くの市民等が参加し、広く市内外にPRするものとします。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (2) 事業の効果が特定の団体又は個人のみに帰属すると認められるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められるもの
- (4) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあると認められるもの
- (5) その他、市制施行20周年記念の趣旨にふさわしくないと認められるもの

なお、例年10月に実施されている市民の日協賛事業との関係で、令和7年10月に実施される春日部市市制施行20周年記念協賛事業については、市民の日協賛事業として別途の申請をしなくても、両方の協賛事業の趣旨を併せ持つものとします。

2. 実施期間

協賛事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施・完結する事業とします。協賛事業の開始月と募集締め切りとの関係は下表のとおりです。

協賛事業 開始月	協賛事業 募集締め切り	協賛事業 開始月	協賛事業 募集締め切り
R7.4月	R7.1.20(月)	R7.10月	R7.7.18(金)
R7.5月	R7.2.20(木)	R7.11月	R7.8.20(水)
R7.6月	R7.3.19(水)	R7.12月	R7.9.19(金)
R7.7月	R7.4.18(金)	R8.1月	R7.10.20(月)
R7.8月	R7.5.20(火)	R8.2月	R7.11.20(木)
R7.9月	R7.6.20(金)	R8.3月	R7.12.19(金)

3. 協賛内容

協賛事業の承認を受けた場合は、次の事項が認められます。

- (1) 「春日部市市制施行20周年記念協賛事業」の名義使用
- (2) 春日部市市制施行20周年記念ロゴマーク、キャッチコピーの使用
- (3) 市公式ホームページなど、市広報媒体による周知

4. 申請方法

春日部市市制施行20周年記念協賛事業に参加を希望する場合は「春日部市市制施行20周年記念協賛事業承認申請書」(別紙1)に必要事項を記入し、下記書類の提出先まで直接、または電子メールにて申請してください。

(電子申請サービスを利用することもできます。)

5. 承認手続き

申請書が提出されたときは、その内容を審査し「春日部市市制施行20周年記念協賛事業承認(不承認)通知書」(別紙2)により、申請者に結果を通知します。

6. 承認内容の変更

承認された事業内容を、変更または中止しようとするときは「春日部市市制施行20周年記念協賛事業変更・中止届出書」(別紙3)により、速やかに市に報告してください。

7. 承認の取り消し

- (1) 承認された事業内容に虚偽があると認めたとき、またはこの要項の趣旨に反すると認めたときは、その承認を取り消すことがあります。
- (2) 承認の取り消しが必要と判断した場合は「春日部市市制施行20周年記念協賛事業承認取消通知書」(別紙4)により通知し、市広報媒体による周知を停止するとともに、当該承認に係る物件の使用停止及び回収等適切な処置を求めることとします。
- (3) 承認を取り消した場合において生じた損害について、市は賠償する責任を負いません。

8. 実施報告

協賛事業の終了後は、速やかに「春日部市市制施行20周年記念協賛事業実施報告書」（別紙5）及び事業実施時のパンフレットや写真等、事業内容が確認できる書類を提出してください。

なお、悪天候等で開催できなかった場合は、その旨を報告してください。

9. お問い合わせ・書類の提出先

春日部市役所 総合政策部 政策企画課 政策企画担当

住 所 〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

電話番号 048-736-1118（直通）

Eメール seisaku@city.kasukabe.lg.jp